

資料4 輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認した保安監査における行政指導に対する主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
東北運輸局	阿武隈急行株式会社代表取締役社長	東北運輸局長	H20.6.18	<p>平成20年6月6日に実施した保安監査の結果、常用閉そく方式により列車間の安全確保ができない事象が発生した際、代用閉そく方式を施行せずに列車を出発させ、その後、指令長が列車運行の停止の指示をしたにもかかわらず、指令員は適切な措置を講ずることなく列車の運行を継続させたことが確認された。</p> <p>また、指令員に対する教育訓練の計画、実施及び知識等の確認も行われておらず、安全管理体制が不十分であったことが認められた。</p> <p>よって、安全に関する取組みを経営トップ自ら率先して全社的に見直すとともに、併せて下記の事項について、改善を指示する。</p> <p>〔指示事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常用閉そく方式によらずに列車を運転するときは、代用閉そく方式の施行により列車間の安全確保を確実にすること。 2. 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員に対し、作業に必要な教育及び訓練の実施計画を策定し、これに基づき確実に実施すること。 3. 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを確かめた後に作業を行わせること。 4. 上記1～3を徹底し、安全を最優先とした安全管理規程を再構築すること。 	20.7.17	<p>1. 列車間の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 信号保安装置の故障等により、常用閉そく方式によることができない等、列車間の安全確保にかかる異常事態が発生した場合は、異常時手順表及び運転指令緊急連絡体制表によることを運転指令員に徹底した。 (2) 運転指令員及び乗務員と代用閉そくにかかわる社員に対し、代用閉そくの取扱いについての緊急訓練を実施した。 (3) 社外講師による「鉄道輸送の安全確保、安全最優先」に係る研修会を実施した。 (4) 列車等の運転に直接関係する係員に対し、「係員の教育及び訓練実施要綱」による年間計画により、教育訓練を確実に実施する。 (5) 信号保安装置の故障等により、常用閉そく方式によることができない等、列車間の安全確保にかかる異常事態が発生した場合、復旧、代替輸送及び代用閉そく方式の施行などいずれの場合であっても、発生箇所及び時間帯を考慮し、安全最優先により実施することを徹底した。 (6) 運転指令室等に掲示している「安全指針」を再確認、再徹底するとともに、運転指令員が自ら作成した安全標語を掲示し、指差喚呼を実行することにより、安全最優先の認識の醸成を図ることとした。 <p>2. 教育及び訓練の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「係員の教育及び訓練実施要綱」を各所属長に周知徹底した。 (2) 「係員の教育及び訓練実施要綱」の教育及び訓練の年間計画の承認、実施報告書の提出先は安全統括管理者とし、実施状況等を確実に把握することとした。 <p>3. 係員の知識及び技能の保有</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「係員の教育及び訓練実施要綱」により、教育及び訓練を確実に実施することを徹底した。 (2) 今後は、新たに定めた知識及び技能の習熟度の確認方法、基準(テスト方式及びチェックリスト)により、作業に必要な知識及び技能の保有を定期的に確認することとした。 <p>4. 安全を最優先とした安全管理体制の構築</p> <p>異常時の取扱い要領の周知徹底、係員の教育訓練の実施及び知識技能を有することの確認等について確実に実施するとともに、経営トップの責務をはじめとした、社内の安全管理体制を次のように見直し、安全最優先に取り組むこととした。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営トップ等及び安全統括管理者は、年末年始、GW期間等多客期及び全国安全週間、その他必要に応じて現場巡回を実施し、輸送の安全確保の状況の確認と現場の課題等を把握することにより、業務の改善等の必要な対策を講じる。 (2) 安全統括管理者を委員長とする安全委員会を2ヶ月に1回開催し、運転事故防止や事故の芽を討議し、必要な対策を決定する。

					(3) 運輸安全マネジメントの考え方、安全管理規程による趣旨を理解し、内部監査を実施し、安全に関する対策、情報の展開、改善、見直しを図りながら安全管理体制の向上に努めることとする。
--	--	--	--	--	--

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
近畿運輸局	神戸電鉄株式会社取締役社長	近畿運輸局鉄道部長	H20. 8. 1	<p>平成20年7月3日及び15日に実施した保安監査の結果、下記の事項について改善を指示する。</p> <p>なお、講じられた措置については、平成20年9月3日までに報告されたい。</p> <p>〔改善指示事項〕</p> <p>1. 貴社の運転士の運転取扱いを確認したところ、複数の運転士において曲線、分岐器、下りこう配等の制限速度が遵守されていないことが確認された。</p> <p>よって、貴社においては運転士の日々の運転取扱い状況を適切に把握し、運転士に対する速度遵守の指導を徹底すること。</p> <p>2. 運転曲線図に制限速度を超過する誤りがあったので訂正するとともに、全線において精査すること。また、運転曲線図の訂正を受けて、運行計画への影響も精査すること。</p>	H20. 9. 1	<p>1. 速度遵守指導の徹底等</p> <p>(1) 曲線及び下りこう配に対する速度制限標識の整備</p> <p>① 曲線に対する速度制限標識の設置誤りの修正及び速度制限標識（曲線に対する）の設置基準の制定を行った。</p> <p>② 下りこう配に対する速度制限標識の設置基準を制定、及び同標識の設置を行った。</p> <p>(2) 運転士に対する制限速度設置区間等の周知徹底</p> <p>① 運転士の集合教育を実施し制限速度設置区間、制限理由等の周知徹底を図る。</p> <p>② 列車運転曲線に駅間最高速度、標準こう配、速度制限箇所、制限速度、曲線用・こう配用・分岐用の各ATS設置位置を追加明記し周知徹底を図る。</p> <p>(3) 速度厳守意識の徹底</p> <p>① 運転士の速度厳守状況を確実に把握するとともに、速度超過が見られた運転士に対して直ちに指導を行う。</p> <p>② 指導会議（指導管理監督者等で構成）を月1回開催し、運転士に応じた指導方針を定め、速度厳守意識の徹底を図る。</p> <p>③ 順次導入を進めている運転状況記録装置の情報を容易にデータを確認ができるシステムを構築し、それに基づいて指導を行い速度超過の絶無を進める。</p> <p>(4) 速度制限箇所の認識度向上</p> <p>① 運転士の速度制限箇所に関する認識度の把握を行い、認識度の低い者に対し、添乗指導を重点的に実施する。</p> <p>② 下りこう配に対する速度制限標識の新設・既存の曲線に対して設置しているものも含め、速度制限・解除標識に対する確認喚呼の実施により、速度制限箇所の意識付けを徹底する。</p> <p>③ 運転士に対する制限速度に関する教育について、年間教育実施計画に組み込み継続して実施することにより知悉度の向上と、意識の徹底を図る。</p> <p>2. 運転曲線図及び運行計画の精査</p> <p>(1) 制限速度に対する運転曲線の適切性の精査</p> <p>① 全線の列車運転曲線上、速度制限箇所における速度超過について精査・修正を行うとともに、全運転士に対し修正箇所とその理由の周知徹底を図った。</p> <p>② 列車運転曲線上の分岐用ATS、こう配用ATS設置箇所通過速度が照査速度以上になっている箇所の精査を行うとともに、照査速度以上になっている箇所についてはATSの移設・増設を図る。</p> <p>(2) 全線の各駅間運転時分を調査した結果、一部区間で運転時分が不足していたため、ダイヤ改正時に見直した。</p> <p>(3) 駅停車時分が短い駅における停車時分の再検討</p>

					<p>を行うとともに、修正した駅間の運転時分をもとに運行計画の見直しを実施した。</p> <p>(4) 曲線部における制限速度区間始末端位置の検討と運転曲線との整合性</p> <ul style="list-style-type: none">① 列車運転曲線上、曲線部の制限速度区間を緩和曲線の始末端に見直し、全運転士に対し周知徹底を図った。② 緩和曲線始末端での速度精査を行い、速度超過箇所となった運転曲線の修正を行った。
--	--	--	--	--	--